

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う恩給給与規則の規定の整備及び経過措置に関する政令案」に対して提出された意見及び総務省の考え方

| No. | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由   | 総務省の考え方   | 提出意見を踏<br>まえた案の修<br>正の有無 |
|-----|-------|---|---|--------------------------|
| 1   | (個人)  | <p>私も学生時代民法でこうしたことについて学びましたが、改正するというのは、すべての人に適用されるのが法律であるということを、職員の方には肝に銘じていただきたいです。</p> <p>残された遺族にとっては、生活を支える重要な収入源です。国のために尽くされてきた家族にとって、有用となる制度の改革を期待します。</p> | 御意見として承りました。  | 無                        |
| 2   | (個人)  | <p>今回の改正において、現行の「十八歳以上」と改正案の「成年ノ子」は同じことを意味していると理解しますが、それにもかかわらず変更するのはなぜですか？また、「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ」という限定的な条件を新たに付け加えたのはなぜですか？</p>                             | <p>扶助料の寡婦加算の対象となる子に係る支給要件は、現在、「成年の子」の場合は、重度障害の状態であり、かつ生活資料を得る途のないこと、「18歳以上20歳未満の子」の場合は、重度障害の状態であることされており、「18歳未満の子」については、上記要件は付されておられません。</p> <p>先の民法改正により、令和4年4月1日以降、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、上記寡婦加算の支給要件についても、恩給法を改正し、「18歳以上20歳未満の子」については、「成年の子」の要件を適用することとしました。これにより、「18歳以上20歳未満の子」の区分での取扱いは不要となり、「18歳以上」として区切ることに意義が</p> | 無                        |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>なくなったため、「成年ノ子」に改めることとしたものです。</p> <p>また、「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」と規定したのは、扶助料の寡婦加算の対象となる子は、恩給法第75条第3項に規定する扶養遺族である子とされていることから、このことを明確にするため、同項に規定されている文言を引用したものであり、今回、限定的な条件を新たに付け加えたものではありません。</p> <p>&lt;参考&gt;<br/> 恩給法第75条<br/> ③ 前項ノ扶養遺族トハ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル公務員ノ祖父母、父母、未成年ノ子又ハ<u>重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子</u>ニシテ扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ</p> |  |
|--|--|--|--|--|

○提出意見数：2件